

市報まつうら広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、松浦市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、要綱第2条第1項第1号に規定する「市報」に掲載できる有料広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(掲載を承認しない広告)

第2条 広告の掲載範囲は要綱第3条の規定によるものとし、掲載を不適当と認める広告は次のとおりとする。

- (1) あたかも松浦市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの
- (2) 著しく紙面の調和を損なうと認められるもの
- (3) 青少年の健全育成に影響を与えるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 出資者及び出資金の募集広告
- (6) 人権を害するおそれがあるもの
- (7) 広告主の代表者等の写真を含むもの
- (8) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者のもの
- (9) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (10) 求人の広告
- (11) その他、市報まつうらに掲載する広告として市長が不適当と認めるもの

(広告表示)

第3条 広告の表示は、以下のことに留意しなければならない。

- (1) 広告に対する責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称（法人名またはその名称が一般の人に理解できるもの）、所在地、電話番号を明記しなければならない。
- (2) 最高・最大の表現、断定的な表現は、事実の裏付けや客観的な根拠に基づいたものでなければならない。
- (3) 保証及びアフターサービス等の表示又は表現をする場合は、その対象、内容、条件、期間等を消費者が理解できるよう具体的に広告に明記しなければならない。

(4) その他、必要に応じて随時協議を行う。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の募集方法)

第5条 掲載する広告は、市報まつうら広告掲載業務委託契約を締結している
広告代理店等（以下「広告代理店等」という）を通じて募集する。

(広告掲載の承認等)

第6条 市報まつうらに広告を掲載しようとする広告主は、広告代理店等を通して、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を政策企画課に提出し、承認を得なければならない。

2 広告掲載の不承認の通知については、広告代理店等が広告を掲載しようとした広告主に通知するものとする。

(その他)

第7条 広告の規格、掲載方法等の事項は、「市報まつうら広告掲載業務仕様書」に定める。

2 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和7年6月19日から施行する。